

自立支援医療(精神通院医療)の申請をされる 大阪府(大阪市・堺市除く)にお住まいの方へ

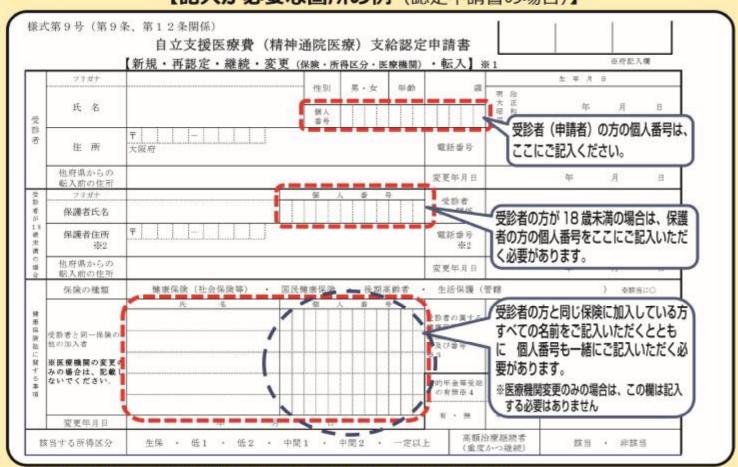
# 自立支援医療(精神通院医療)の 申請手続きには、 マイナンバーが必要です

平成28年1月から、マイナンバーの利用が始まっています。

自立支援医療(精神通院医療)の申請手続きにおいても、申請書等に マイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申請書等を提出する際には、本人確認が必要となります。手続きの際に、マイナンバーのわかるもの(個人番号カード・通知カード等)と、障害者手帳・運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。(※詳しくは、裏面をご覧ください。)

## 【記入が必要な箇所の例 (認定申請書の場合)】



- ※これらの個人番号の記載がない場合、申請受付できない場合があります。
- ※記入が必要なものは、このほかに記載事項変更届出書、再交付申請書があります。

## 【申請の際に必要な書類(マイナンバー関係)について】

## 〈ご本人が申請する場合〉

#### ●マイナンバーがわかるもの(いずれか1点が必要です)

□通知カード



□個人番号カード



(個人番号カード・裏)



### ●本人確認書類(顔写真つき証明書は1点、それ以外は2点必要です)

一顔写真つき証明書の例(いずれか1点)―

□個人番号刀ート	□連転免計証	□連転経歴証明書(平成 24 年	E 4 月 1 日以降交	で付のもの)
□パスポート	□身体障害者手帳	□精神障害者保健福祉手帳	□療育手帳	□在留カード

- □特別永住者証明書 □住民基本台帳カード など
- 一顔写真の無い証明書の例(いずれか2点)一

□健康保険証	<b>一 ケ ヘ イ エ</b>	□児童扶養手当証書	□特別児童扶養手当証書	<del></del>
			一一吃到一百年基十二年	
	□年金手帳			

- □年金証書 □自立支援医療受給者証(精神通院)(有効期限内のものに限ります)
- □申請時に添付する医師の診断書 など
- ※郵送でご提出いただく場合は、上記書類のコピーを同封してください。
- ※上記のほかに、**従来からの添付書類(診断書等)**も必要です。
- ※提出書類の詳しいことは、申請先の市町村の窓口までお問い合わせください。

## 〈代理人が申請する場合〉

- ●代理権の確認書類
- ●代理人の身元確認書類
- ●本人(申請者)の個人番号確認書類 の3点の書類が必要となります。
- ※詳しいことは、お住まいの市町村の障がい福祉担当課にお問い合わせください。

## ◆マイナンバーについてわからない場合



お住まいの市町村のマイナンバー担当課にお問い合わせください。

#### ◆申請時の添付書類がわからない場合



お住まいの市町村の障がい福祉担当課にお問い合わせください。

- \*大阪市にお住まいの方は、各区の保健福祉センターにお問い合わせください。
- \*堺市にお住まいの方は、

〈マイナンバーカードに関すること〉各区の市民課

〈申請時の添付書類に関すること〉 各保健センター へお問い合わせください。